

自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書

1 事業概要

自己託送制度を活用した電力需給事業（以下「本事業」という。）は、大阪広域環境施設組合西淀工場（以下「西淀工場」という。）で発電した電力（以下「発電電力」という。）について、自己託送制度を活用して大阪市の各需要施設（以下「各需要施設」という。）へ供給する「電力の地産地消事業」の一環として、エネルギーの効率的活用に資するものである。

大阪市は、自己託送電力だけでは不足する場合の負荷追従電力を受注者から再生可能エネルギー100%電力として供給を受けることにより、各需要施設における需要電力の脱炭素化を図り、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）は、西淀工場の余剰電力について、その環境価値を含め受注者に売却することで脱炭素社会に貢献する。

2 本事業の仕様書における用語の定義

(1) 自己託送

自家用発電設備を設置する者が、当該発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持及び運用する送配電網を介して当該発電設備と別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスをいう。

(2) 供給電力

発電電力から西淀工場の自家消費電力を差し引いた電力をいう。

(3) 自己託送送電電力

西淀工場の送電端での自己託送の用に供する電力をいう。その量（自己託送送電電力量）は、供給電力と同一の地点を基準に計量（算定）されるものとする。

(4) 余剰電力

供給電力から自己託送送電電力を差し引いた電力をいう。その量（余剰電力量）は、供給電力と同一の地点を基準に計量（算定）されるものとする。

(5) 需要電力

各需要施設が使用する電力をいう。

(6) 自己託送電力

需要電力のうち、(1)で供給された電力で、電力供給契約書第10条の別紙で規定する電力をいう。

(7) 負荷追従電力

需要電力から自己託送電力を差し引いた電力をいう。

(8) 再生可能エネルギー100%電力

非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット）を付けた FIT 電力 100%の電力、又は非 FIT 電力（再生可能エネルギー

由来) 100%の電力をいう。

(9) インバランス

計画値同時同量制度に基づく計画値と実績値の差異をいう。

(10) 需要における余剰インバランス

計画値同時同量制度に基づく計画値と実績値のうち、需要側におけるバランシンググループ内の余剰となる差異をいう。電力供給契約書第 10 条の別紙で規定する。

(11) 基準単価

他の焼却工場の余剰電力売却契約における契約金額（契約単価に予定売却電力量を乗じた金額）の合計に当該契約の予定売却電力量の合計を除して算定される加重平均単価をいう。当該年度ごとに別紙 1 のとおり算定する。

(12) 調整金

基準単価に供給電力量を乗じて算出される基準料金から余剰電力量に電力量料金単価（3(2)で規定する売電契約における契約単価）を乗じて算出される電力量料金を減じて算定される金額をいう。毎月別紙 1 のとおり算定する。

(13) 調整費

別紙 2 で算出される金額をいう。毎月算出する。

(14) 再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）をいう。

3 各種契約等について

受注者は、次の契約等を締結することとし、本事業全体の契約形態及びスキームは、別紙 3 及び 4 を参照すること。

(1) 電力供給契約（以下「買電契約」という。）

大阪市及び受注者は、本仕様書及び電力供給条件仕様書に基づき、買電契約を締結する。

(2) 西淀工場余剰電力売却契約（以下「売電契約」という。）

組合及び受注者は、本仕様書及び西淀工場で発電した余剰電力の売却に係る仕様書に基づき、売電契約を締結する。

(3) 自己託送制度を活用した電力需給を円滑に実施するための協定書等

大阪市、組合及び受注者の 3 者は、本事業の円滑な遂行に必要な実施細目を規定する協定書等を別途締結する。なお、当該協定書等の内容は、その 3 者の協議によって決定することができる。

(4) その他

大阪市、組合及び受注者の 3 者はそれぞれ、全国の一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関やその他関係機関（以下「関係機関等」という。）が要する契約等（接続供給契約等）

を必要に応じて別途締結する。

4 受注者の責務

(1) 自己託送の利用に係る運用支援業務

受注者は、自己託送制度を活用した電力需給に必要な全ての業務（以下「運用支援業務」という。）を行う。

(2) 西淀工場の余剰電力の買取り

受注者は、売電契約に基づいて西淀工場の余剰電力を買い取る。

(3) 各需要施設への負荷追従電力の供給

受注者は、買電契約に基づいて各需要施設へ負荷追従電力を供給する。なお、負荷追従電力は、再生可能エネルギー100%電力であること。

(4) 各種料金の手続

ア 受注者及び組合は、売電契約に基づいて余剰電力料金（電力量料金及び調整金）について調定する。

イ 受注者は、アの調定の結果から各施設の調整費を算定し、買電契約に基づいて大阪市 110 施設から電気料金を徴収する。

ウ 受注者は、売電契約に基づいて余剰電力料金を組合へ支払う。なお、余剰電力料金に含まれる調整金の支払いは、イの電気料金に含まれる調整費及び自己託送電力料金（常時基本料金を除く。）をもって充てる。

エ アからウの各種料金の算定に要する根拠資料を大阪市及び組合へ提供する。

5 仕様

(1) 西淀工場の発電設備概要

ア 標準電圧	70,000V
イ 定格出力	14,500kW
ウ 電気方式	交流 3 相 3 線式
エ 周波数	60Hz

(2) 各需要施設の施設概要

ア 施設数	110 施設
イ 標準電圧	20,000V（本庁舎） 6,000V（本庁舎除く。）
ウ 契約電力	3,100kW（本庁舎） 13,422kW（本庁舎除く合計）
エ 電気方式	交流 3 相 3 線式
オ 周波数	60Hz

6 その他

(1) 共通事項

- ア 受注者は、大阪市及び組合が行う関係機関等への書類提出に協力すること。
- イ 受注者は、国が各需要施設のために電気料金の補助等に相当する政策を実施した場合には、本事業においても適用可能な制度である場合は協議に応じること。

(2) 自己託送の利用に関する事項

ア 基本事項

(ア) 特定供給の許可申請

大阪市及び組合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 27 条の 33 第 1 項に規定される許可（特定供給の許可）を受けるために必要な申請手続を売電契約締結後 60 日以内に行う。

(イ) 利用開始前手続

受注者は、令和 8 年 4 月 1 日に自己託送を利用できるよう、関係機関等への申請手続を行う（経済産業省へ申請する特定供給の許可申請を除く。）。ただし、大阪市及び組合が手続を行う特定供給の許可が遅れる場合はこの限りでない。

(ウ) 優先順位

自己託送の利用施設は大阪市役所本庁舎を第 1 位とし、以降は受注者において決定する。

(エ) 自己託送の用に供する電力に係るインバランスの軽減措置

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく順位は、自己託送の用に供する電力に係るインバランスを最小限に軽減させる設定とする。

(オ) 目標設定

受注者は、大阪市 110 施設が年間の自己託送電力量を 16,591,798kWh/年以上使用できるように努めること。ただし、各需要施設が設備の故障等による需要電力量の著しい減少や、西淀工場の設備の故障等による発電電力量の著しい減少があった場合はこの限りではない。

(カ) 目標から乖離があった場合の措置

受注者は、(オ)に記載した年間に供給する自己託送電力量を達成できなかった場合は、その原因を分析し、分析結果と運用改善策を記載した報告書を大阪市及び組合に提出すること。

イ 運用支援業務

(ア) 各種計画の提出

受注者は、大阪市及び組合に代わって関係機関等へ必要な各種計画（発電販売計画や需要調達計画等）の提出を行い、責任をもってこれに係る運用を行う。

(イ) インバランス料金の精算

受注者は、計画値同時同量制度を達成するための需給管理を実施するとともに、同制度に基づくインバランスに係る料金（以下「インバランス料金」という。）について、大阪市及び組合に代わって一般送配電事業者と精算する。

(ウ) 託送料金等の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、接続供給契約等における料金（託送料金）及びその他金銭債務（大阪市及び組合に起因し生ずる工事費負担金等の金銭債務を除く。）を大阪市及び組合に代わって負担する。

(エ) その他

受注者は、その他本事業を履行するために必要な全ての運用支援業務を行う。

【1】基準単価の算出式：

$$\text{基準単価} = \frac{\text{他の焼却工場の余剰電力売却契約における契約金額（税込み）の合計}}{\text{他の焼却工場の余剰電力売却契約における予定売却電力量の合計}}$$

※基準単価は、小数点以下第3位を四捨五入する。

※他の焼却工場とは、組合の複数の焼却工場（西淀工場を除く。）とし、別途同組合が指定するが、不足の事態には、単一の工場とする場合がある。

※契約金額及び予定売却電力量には、再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約の用に供するものを含まない。

※基準単価は、当該年度の売却期間に相当する契約金額及び予定売却電力量を適用することとし、毎年度見直しを行う。ただし、契約金額及び予定売却電力量は、他の焼却工場の余剰電力売却契約が自動更新する場合、当初契約のものを適用することとし、以降も同様とする。なお、当該計算式を用いた基準単価の算出が困難な場合は、同組合と大阪市が協議の上、基準単価の決定を行う。

※基準単価は、組合にて算出後、速やかに大阪市及び受注者に通知する。

※消費税法等の改正によって基準単価に係る消費税率改定の場合、当該改定後の期間におけるその単価は次式で算定される数値（小数点以下第3位を四捨五入）とする。

$$\text{消費税率の改定後の期間における基準単価} = (100 + 100 \times \text{変更後の消費税率}) \times \frac{\text{基準単価}}{110}$$

【2】調整金の算出式：

$$\text{調整金} = \text{【(基準料金) - (電力量料金)】}$$

※基準料金：基準単価×供給電力量（1円単位までを有効とし、1円未満切り捨て）

※電力量料金：電力量料金単価×余剰電力量（1円単位までを有効とし、1円未満切り捨て）

※調整金は、負になる場合0円とする。

【1】調整単価の算出式：

【A】調整単価〔円/kWh〕※

$$A = (B - C - D \times E) / F$$

【B】調整金〔円〕

【C】常時電力量料金（大阪市 110 施設における自己託送電力量分）（電力供給契約書第 11 条の規定による。）

【D】需要における余剰インバランス電力量

【E】売電契約における契約単価

【F】自己託送電力量の合計〔kWh〕（大阪市 110 施設における自己託送電力量合計）

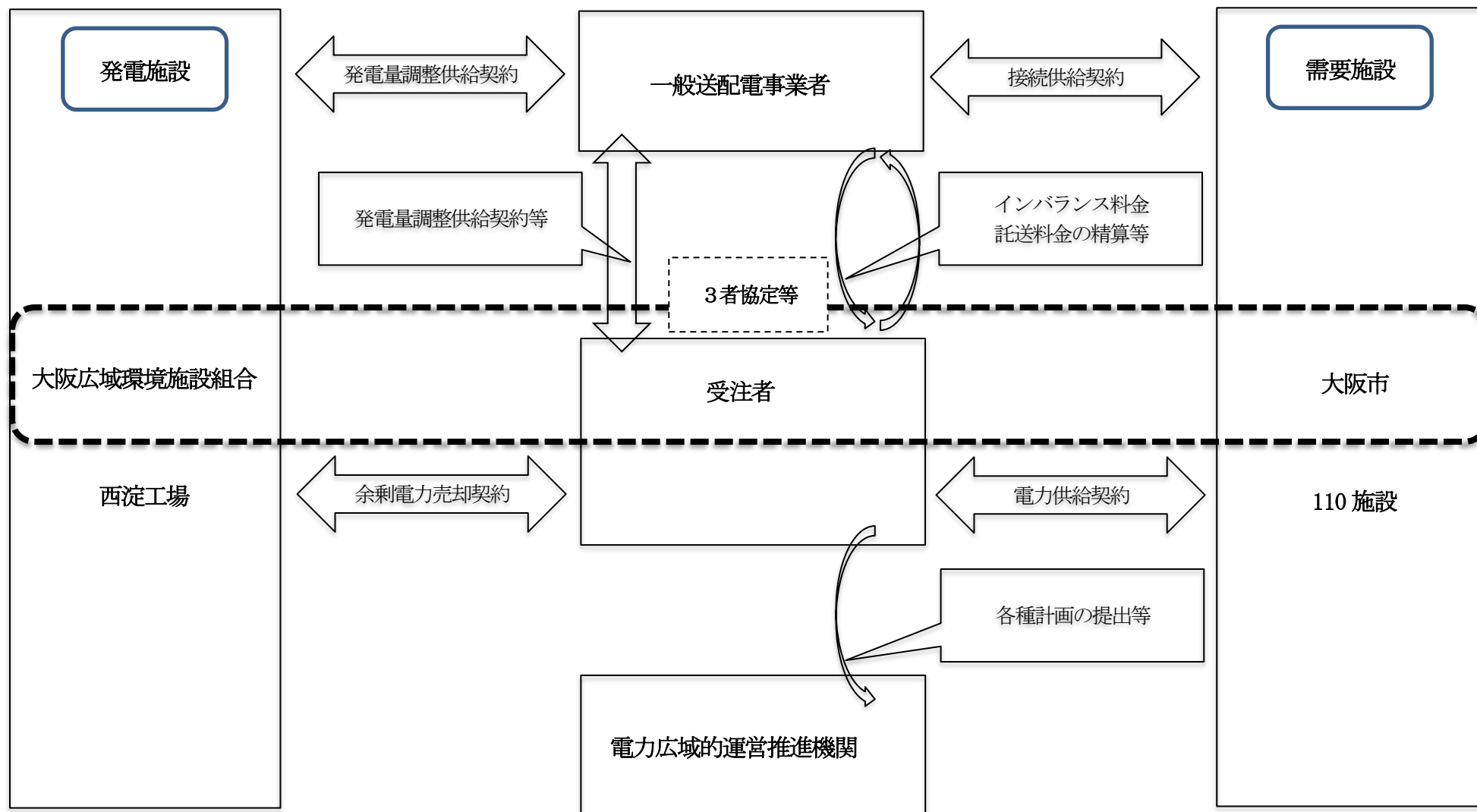
※ 調整単価は小数点以下第 3 位を四捨五入する。

【2】調整費の算出式：

$$\text{調整費} = A \times G$$

【G】自己託送電力量〔kWh〕（電力供給契約書第 10 条の規定による）

各種契約相関図



本事業スキームイメージ図

